

尾張旭市制50周年記念ロゴマークの使用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、尾張旭市制50周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について必要な事項を定め、ロゴマークの有効的な活用を図ることを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは別図のとおりとする。

(著作権等)

第3条 ロゴマークについての著作権、使用許諾権等一切の権利は、尾張旭市が所有する。また、商標登録出願などは一切認めないものとする。

(使用の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークを使用することができる。

- (1) 市が主体となって実施する事業、業務等で使用する時。
- (2) 市内に存する学校、保育所等が教育又は保育の目的で使用するとき。
- (3) 市民お祝い事業の認定を受けた団体等が実施する事業で使用するとき。
- (4) 国又は地方公共団体が広報の目的で使用するとき。
- (5) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) その他市長が適当と認めたとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を認めないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用しようとするとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用しようとするとき。
- (4) 市のイメージを損ねると認められるとき。
- (5) その他市長が不適當と認めたとき。

(使用期限)

第5条 ロゴマークの使用期限は、令和4年3月31日までとする。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条に規定する範囲内においてのみに使用すること。

(2) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。

(3) 商標登録出願を行うことは、認めないこととする。

(違反等に対する取扱い)

第8条 使用者がこの要領に違反したときは、市長は、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 市長は、請求等により使用者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(損失補償等の責任)

第9条 使用者が故意又は過失により市に損害を与えたときは、市長は、その賠償を請求することができる。

2 使用者がロゴマークを使用することにより第三者に損害又は損失を与えた場合において、市長は、法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和元年11月6日から施行する。

2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和3年2月15日から施行する。

別図（第2条関係）



すくすくのびのび
尾張旭市